

## 関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル審査要領

### 1 趣旨

この要領は、岐阜県関市（以下、「本市」という。）が実施する「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業」（以下、「本事業」という。）に係る受託候補者を審査するために行う公募型プロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

### 2 審査方法

本事業の受託候補者の審査にあたっては、プレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査は、本市が別に設置する「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が提出した提出書類を基にプレゼンテーション（説明、質疑応答）を行い、審査委員会を構成する各委員が資料4「提案書等評価基準」に基づき審査する。審査の結果、審査員が採点した評価点を順位付けし、次に定める順位点を付与すものとする。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点・・・ただし、評価点が同点の場合は、そのすべての参加者に同じ順位点を付与する。

各審査員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い者を本事業の受託候補者とする。

順位点合計の低い者が複数いる場合は、提案単価の安価な者を高順位とする。なお、順位点合計及び提案単価も同点となった場合には、審査員の協議により本事業の受託候補者を決定するものとする。

ただし、各審査委員の平均評価点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しないものとする。

### 3 プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは、次のとおり行う。

- (1) 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計2名以内とする。
- (2) 提出した企画提案書等とは別の資料等を新たに提出することは認めない。
- (3) プレゼンテーションにプロジェクター等の使用は認めない。提出した資料のみでプレゼンテーションを行うこと。
- (4) プレゼンテーションは非公開で行う。
- (5) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。
- (6) プレゼンテーションは、1者当たり15分間とする。その後、10分間程度の質疑を行う。

- (7) プレゼンテーションの開催日等の詳細は、参加者が確定後、改めて文書にて通知する。
- (8) プレゼンテーションの指定時間に遅れた場合は、評価は行わない。

#### 4 業務受託候補者の決定及び公表

- (1) 本市は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を選定する。  
受託候補者との協定締結に当たっては、審査された提案内容を直ちに協定内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って協定内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき協定を締結することとする。  
なお、協議において本市が内容確認及び資料等を求めた場合は、受託候補者は即時対応をすること。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかに参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて、受託候補者の名称、各参加者の順位及び順位点、受託候補者の選定理由を公表するものとする。  
なお、受託候補者以外の参加者の名称は公表しない。
- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第1順位の受託候補者と協定締結に至らなかった場合は、次点の事業者を受託候補者として選定の上、協定締結の交渉を行うこととする。
- (7) 提出書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。